

平成25年度予算成立後に
「建設雇用改善助成金」は、
「建設労働者確保育成助成金」
に移行します(予定)

建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主、中小建設事業主団体を支援する「建設雇用改善助成金」は、平成25年度予算成立後に「建設労働者確保育成助成金」に移行する予定です。「建設労働者確保育成助成金」は、建設業における若年労働者を確保・育成し、技能継承を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

助成コース・助成額

コース		概要	助成額
認定訓練	経費助成	中小建設事業主等が職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	対象の建設労働者1人1カ月当たり4,400円など(訓練の課程等によって助成額が異なります)
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を行った場合、賃金の一部を助成	1人1日当たり4,000円
技能実習	経費助成	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、または登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の9割(委託費は7割)。ただし1つの技能実習について、1人当たり20万円を上限
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成	1つの技能実習について1人1日当たり7,000円かつ20日分を上限
雇用管理制度	整備助成	中小建設事業主が雇用管理制度を導入・適用した場合、経費の一部を助成	導入・適用した雇用管理制度に応じて定額30万円または40万円
若年者に魅力ある職場づくり事業	経費助成(事業主)	中小建設事業主が若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ200万円を上限
	経費助成(事業主団体)	中小建設事業主団体が若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ1,000万円または2,000万円を上限
建設広域教育訓練	推進活動経費助成	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が、建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ4,500万円~9,000万円を上限
	施設設置等経費助成	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が認定訓練の際に必要な施設または設備の設置や整備を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の1/2かつ3億円を上限
新分野教育訓練	経費助成	中小建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を行う場合、経費の一部を助成	実施経費の1/3、新分野進出後さらに1/3(新分野教育訓練終了後および新分野事業進出後それぞれ、1人当たり20万円かつ1事業年度あたり200万円を上限)
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	訓練終了後、新分野進出後それぞれ、1人1日当たり3,500円かつ40日分を上限
作業員宿舍等設置	経費助成	中小建設事業主が被災三県に所在する作業員宿舍等を賃借した場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ1事業年度当たり200万円を上限

※この内容は、平成25年度予算成立後に実施予定のものです。

詳細は、最寄りの都道府県労働またはハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL250507建港01